

成 17 年 (三) 第 9、10 号 遺伝子組換え稲の作付禁止等仮処分命令申立事件
 債 権 者 山田稔ほか 11 名、保坂 一彦
 債 務 者 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

証 拠 説 明 書 (2)

平成 17 年 8 月 8 日

新潟地方裁判所高田支部 民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



号証	標目	原 本・写 の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
乙 104 の 1	本件構築物の イメージ写真 及びイメージ 図	写し	平成 17 年 8 月 5 日	債務者	本件構築物のイメージ写真及 びイメージ図を示す	
乙 104 の 2	本件構築物に 用いる留め具 の概要	写し	平成 17 年 8 月 5 日	債務者	本件構築物に用いる留め具の イメージ写真を示す	
乙 105	ディフェンシ ン耐性菌の出 現可能性に関 する総説論文 について	写し	平成 17 年 8 月 5 日	川田元滋	甲 19 金川陳述書において引 用された川田氏著作の甲 23 論文の引用に誤りがあること	

乙 106	金川貴博氏陳述報告に関する報告書	写し	平成 17 年 8 月 5 日	新潟薬科大 学応用生命 科学部長高 木正道教授	ディフェンシン耐性菌が出現する可能性やカラシナディフェンシンそのものが土壌微生物に悪影響を与える可能性がないこと
乙 107	回答書	写し	平成 17 年 8 月 8 日	産業技術総 合研究所生 物機能工学 研究部門研 究部門長巖 倉正寛	甲 19 金川陳述書の信用性について